

令和4年度補正予算畑地化促進事業



# 水田を畑地化し需要に応じた畑作物の生産に取り組む皆さんを応援します！

## 事業の概要

畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る農業者の皆様に支援します。

## 支援内容

### 【畑地化支援・定着促進支援】

#### ➤ 対象者

**水田を畑地化して、対象作物を生産する販売農家・集落営農**

#### ➤ 対象作物・単価

取組面積に応じて、以下の単価で支援します。

対象作物	畑地化支援※1, 2	定着促進支援※3, 4
高収益作物(野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・2.0(3.0※5)万円/10a×5年間 または ・10.0(15.0※5)万円/10a(一括)
畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等) 子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a(一括)

- ※1 畑地化の取組は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めものではない)
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 畑地化支援とセットで取り組む必要
- ※5 加工・業務用野菜等の場合

### 【産地づくり体制構築等支援】

#### ➤ 対象者及び地域

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。



#### ➤ 支援内容

#### ① 産地づくりに向けた体制構築支援 (定額 (1 協議会当たり 上限300万円) )

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど※)に要する経費を支援

- ※ 畑地化に際しては、借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要です。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要になります。

#### ② 土地改良区決済金等支援 (定額 (上限25万円/10a) )

令和5年度に水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者が、畑地化に伴い土地改良区に地区除外決済金等を支払う必要が生じた場合に、当該農業者が属する土地改良区へ当該決済金等相当を支援するもの

## Q & A

### Q1. 畑地化支援は、地目の変更も必要ですか？

→ 畑地化の取組は、当該農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外する取組を指すものであり、地目の変更を求めるものではありません。

### Q2. 畑地化支援を活用して交付対象外となった農地について、畑地化後6年目以降に交付対象水田に戻すことは可能でしょうか？

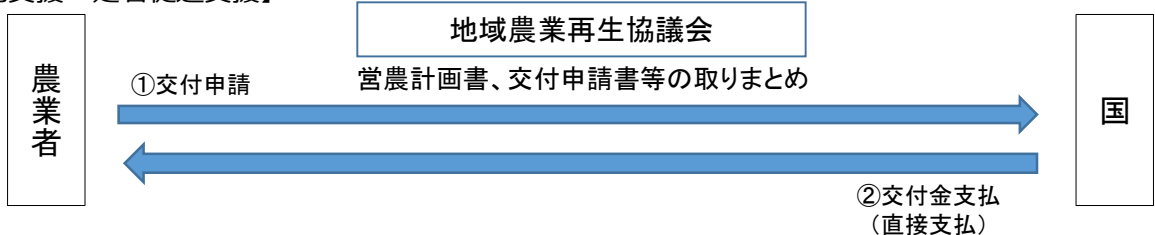
→ 畑地化支援においては、畑地化の取組後5年間は水稻以外の販売作物を作付けする必要があります。取組後6年目以降、再び交付対象水田とすることは認められません。

### Q3. 農業経営基盤強化準備金の対象となりますか？

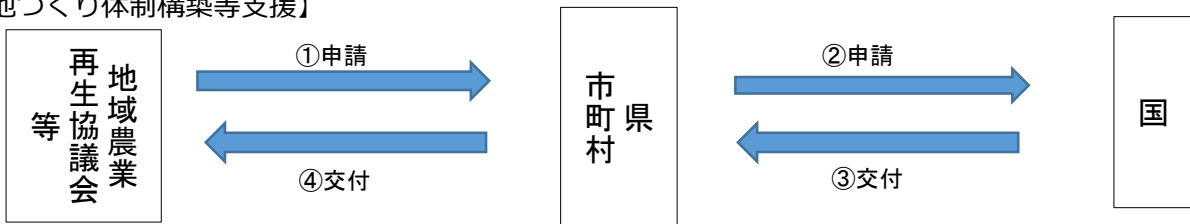
→ 畑地化支援及び定着促進支援については、対象となります。産地づくり体制構築等支援については、対象外となるのでご注意ください。

## 事業の流れ

### 【畑地化支援・定着促進支援】



### 【産地づくり体制構築等支援】



## 留意事項

- ・ 本事業の要望調査の国への〆切は3月10日です。
- ・ 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、予算の範囲内で支援対象となる農業者等が決定される交付金です。

## お問合せ先

北陸農政局生産部生産振興課 TEL:076-232-4302